

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2025年11月28日付第1947号

貴金属または貴金属を張った金属のくずおよびスクラップ、主として貴金属の回収に使用する種類の
その他のくずおよびスクラップで貴金属またはその化合物を含有するものの
ロシア連邦からの搬出を時限的に禁止する措置の導入について

2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約第29条および第47条、同条約附属書第7号ならびに連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」第21条にしたがい、ロシア連邦の経済的安全保障の確保を目的として、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2025年12月1日から2026年5月31日まで（同日を含む）の間、貴金属または貴金属を張った金属のくずおよびスクラップならびに主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずおよびスクラップで貴金属またはその化合物を含有するもの（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7112）ならびに主として貴金属の回収に使用する種類の電気電子機器のくずおよびスクラップ（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8549 21 000 0および8549 29 000 0）であって、ロシア連邦国内市场にとって本質的に重要であるもののロシア連邦からの搬出を時限的に禁止する。

当該の時限的禁止措置は、本項第1段落に掲げる商品であって、2025年12月1日以降にロシア連邦から搬出されるもの、および2025年12月1日までにユーラシア経済連合関税領域からの商品の搬出を許可する税関手続きにしたがって通関されたものに対して適用される。ここには、ユーラシア経済連合関税法典第115条および第116条が定める特異事項、またはユーラシア経済連合関税法典第104条第8項にもとづく関税規制に関するユーラシア経済連合加盟国の法が定める特異事項を踏まえて税關申告がなされた商品も含まれる。

当該の時限的禁止措置は、インゴット状のカソードアンチモン、ならびに貴金属のくずおよびスクラップ（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7112）のロットから採取された試料であって、1998年8月17日付ロシア連邦政府決定第972号「『貴金属の精錬を行う組織の業務の手順』および貴金属の精錬を行う権利を有する組織一覧の承認について」によって承認された貴金属の精錬を行う権利を有する組織一覧に含まれる組織が、契約上の義務の履行を目的としてロシア連邦から搬出するものについては適用されない。この際、1試料の重量は、対外貿易約にもとづく当該の商品ロットの数にかかわりなく、1ロットあたり500g以下とする。

2. ロシア連邦内務省、ロシア連邦保安庁および連邦税関庁は、自らの権限の範囲内において本決定第1項の履行状況が監視されるようはからう。

3. ロシア連邦経済発展省は、所定の手順にしたがって以下を行う：

ユーラシア経済委員会に対して、本決定第1項に掲げる時限的禁止措置について通知する；

ユーラシア経済委員会に対して、本決定第1項に掲げる商品のユーラシア経済連合関税領域からの搬出に対する時限的禁止措置の導入に関する提案書を提出してその検討を求める。

4. 本決定はそれが公布された日から1日が経過した時点で発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン